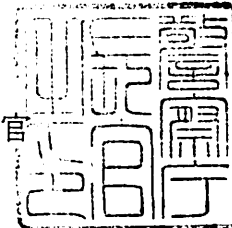


行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警察庁長官



平成24年3月26日付けで請求のあった行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき、下記のとおり開示することとしたので通知します。

記

- 1 開示する行政文書の名称
別紙のとおり
- 2 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、警察庁長官に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（*）
A 4判文書 747枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	800円	500円
	②複写機により用紙に複写したものの交付	用紙1枚につき10円	7,470円	7,170円
	③スキャナにより読み取ってできた電子データをCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額（CD-R1枚）	7,570円	7,270円

* 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは、無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記連絡先までご提出下さい。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。）

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：5月7日から6月7日まで（行政機関の休日を除く。）9:30～12:00及び13:00～17:00

場所：千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 警察庁情報公開室

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付費用（見込み額）

日数：開示の実施の方法に係る申請書の提出があった日から1週間後までに発送予定

送付費用：重さ約3.7kgであり、通常郵便物（定形外）にする場合には4kgまで1,150円（3(1)②の場合）

重さ約65gであり、通常郵便物（定形外）にする場合には100gまで140円（3(1)③の場合）

4 連絡先

・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

・担当係 警察庁長官官房総務課情報公関係 ・電話番号 03(3581)0141 内線2188

・担当者名 小嶋 ・FAX 03(3581)6840

・E-mail koukai@npa.go.jp

別紙

- 1 内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準
- 2 内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準
- 3 情報公開法に基づく処分に係る基準について（公正取引委員会）
- 4 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準（金融庁）
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（総務省）
- 6 財務省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準
- 7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準（外務省）
- 8 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（国税庁）
- 9 農林水産省行政文書開示決定等審査基準
- 10 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準の策定について（気象庁）
- 11 海上保安庁における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に係る審査基準
- 12 環境省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準
- 13 情報公開請求に対する審査基準（会計検査院）
- 14 公害等調整委員会の保有する行政文書の開示について
- 15 法務省本省情報公開審査基準
- 16 文部科学省における行政文書の開示決定等に係る審査基準
- 17 文化庁における行政文書の開示決定等に係る審査基準
- 18 防衛省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準
- 19 情報公開法に基づく処分に係る審査基準について（人事院）
- 20 厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準
- 21 情報公開法に関する経済産業省審査基準
- 22 情報公開法に関する特許庁審査基準
- 23 行政機関情報公開法に基づく開示請求に係る審査基準（宮内庁）
- 24 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準（国土交通省）
- 25 内閣法制局における情報公開法に基づく処分に係る審査基準
- 26 中央労働委員会が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準
- 27 行政改革推進本部における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準
- 28 最高検察庁情報公開審査基準
- 29 公安調査庁情報公開審査基準
- 30 運輸安全委員会における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に係る審査基準